

第5回 UAEにおける婚前契約について

弁護士 赤崎 雄作



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務、競争法関係
民事法務、商事法務

1 はじめに

本連載において、これまではビジネスに関連するテーマを取り扱ってきましたが、今回は、UAEにおける婚前契約というテーマを取り扱ってみたいと思います。

UAEは中東の他の多くの国と比して他宗教には寛容で、アルコールが飲める場所も少なくはなく、女性もヒジャブと呼ばれるスカーフを被ることは法律上の義務ではありません。

では、婚姻についてはどうなのでしょう。本稿では、UAEにおける婚前契約に絞って述べ、UAEにおける婚姻制度の一端をご紹介しますと考へております。

2 婚前契約について

婚前契約とは、婚姻前に夫婦間で約束事を契約として取りまとめるものです。我が国では、民法756条が、「夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、婚姻の届出までにその登記をしなければ、これを夫婦の承継人及び第三者に対抗することができない。」と規定しており、ここでいう「法定財産制と異なる契約」も婚前契約の一形態であります。あまり一般的ではないように思われます。

UAEにおいては、UAE Federal law No. 28 of 2005という法律が婚前契約について(特に離婚後の取り決めについて)規定しています。この法律では、非イスラム教徒、イスラム教徒である外国人及びUAE人に区別して規定しています。

非イスラム教徒の場合、婚前契約の準拠法に従ってその有効性や執行可能性が判断されることになるとされています。このことはUAE国内にある財産についても同様と解されているようです。

イスラム教徒である外国人の場合、離婚がUAE国内でなされるか、国外でなされるかによって取扱が異なり、前者の場合には後述のUAE人の場合と同様に取扱われます。これに対し、後者の場合、契約の執行力の問題として、UAE Law No. 5 of 1985(UAE連邦民事訴訟法)の規定に従うことになります。

最後にUAE人の場合ですが、この場合はやや複雑です。イスラム法(シャリーア)においては、夫婦財産という概念はなく、婚姻中に取得した財産は、当該財産を取得した夫/妻個人の財産に帰属することになります。従って、夫婦の財産に関する契約について、そもそもその内容が上記に反する場合には、シャリーアはこれを認めない

こととなります。他方、上記内容に反しない場合には当該契約は有効ですが、その範囲の契約が有効であるかについては、イスラム法学者の間でも議論があるようです。この点、立法者は、現代の社会のニーズに対応し、できる限り広く有効性/執行可能性を認める見解に立つと言われています。ドバイ最高裁判所においても、婚姻証明書に記載されている又はUAE民法の要件を満たせば、裁判所がその執行力を認めることを前提とするような裁判例が存在します。

以上をふまえると、シャリーアに反する夫婦の財産に関する契約は認められないと言いつつも、実際には広くその有効性が認められる傾向にあるようです。

ビジネス法においてはシャリーアの影響はそれほど大きなものではないと感じておりますが、家族法の分野においても、その影響は限定的になってきているのかもしれませんが。

3 一夫多妻制について

ところで、UAEはイスラム教を国教とする国ですが、イスラム教においては日本と異なり一夫多妻制という制度が取り上げられることがあります。筆者が当地にいたときに現地の友人から聞いた話ですが、現在はそのような制度はあったとしても、実際には(特に若者は)一夫一婦の婚姻が多いということです。その理由としては、一夫多妻の婚姻を行った場合、夫はすべての妻に対して平等な取扱をすることが求められ、たとえば一人の夫に三人の妻がいる場合、夫は金銭的に三人の妻に平等な取扱をしなければならないことはもちろん、一緒にいる時間についても平等にする必要があり、日替わりで異なる妻と一緒に過ごすことになるようです。

一夫多妻の場合の婚前契約については、婚姻中に夫の取得した財産についてどのように取り扱うかについて、難しい問題が残るように思います。

4 おわりに

今回取り上げた婚姻そのものはビジネスに直接関係する話ではありませんが、海外取引をする場合において当地の文化や習慣を理解することは、ビジネスの促進にも必要ですので、今回はUAEの婚前契約に関してご紹介をさせていただきました。